⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示したＶＥ提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
　また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　契約書作成の要否　要。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒀　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒅　詳細は入札説明書による
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Shimoyasu Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the H23・H24 Kenou Expressway superstructure of Shimo-Osaki area viaduct.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 12 September 2011.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 October 2011 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 28 October 2011).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　H23・24圏央道柴山枝郷地区高架橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所
自）埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷
至）埼玉県南埼玉郡白岡町柴山
⑷　工事内容
中落堀高架橋
（上り線）
鋼９径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝325m
支間長：34.15ｍ＋３@35ｍ＋40ｍ＋２@35m＋37.5m＋36.65m
幅員：10.510m
（下り線）
鋼９径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝314m
支間長：28.15ｍ＋２@30ｍ＋41ｍ＋37ｍ＋２@35m＋38.5m＋37.65m
幅員：10.510m
野通川高架橋
（上り線）
鋼６径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝273m
支間長：36.65ｍ＋37.5ｍ＋50ｍ＋63ｍ＋50m＋34.15m
幅員：10.510m
（下り線）
鋼６径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝284m
支間長：37.65ｍ＋38.5ｍ＋50ｍ＋63ｍ＋50m＋43.15m
幅員：10.520m
見沼高架橋（上り線、下り線）
鋼６径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝255m
支間長：34.15m＋４@46m＋35.15m
幅員：10.510m
工場製作工　約3,290t
工場塗装工　約37,780㎡
現場塗装工　約2,250㎡
架設工　１式、合成床版工　約19,410㎡
支承工　１式、落橋防止装置工　１式
橋梁付属物工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約3,290ｔ
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⑲　第１号１⑻～⑲に同じ。
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年８月４日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からH23・24圏央道柴山枝郷地区高架橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①～⑧　第１号２⑴①～⑧に同じ。
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、現地での架設期間は平成24年６月から平成25年２月を予定する。
①～③　第１号２⑵①～③に同じ。
⑶　第１号２⑶に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）